

「尖閣諸島は日本固有の領土」論批判～外務省の「見解」に基づいて

2012.11.18.R

「尖閣諸島の領有権についての基本見解」(外務省ウェブサイト)

尖閣諸島は、1885年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土に編入することとしたものです。

同諸島は爾来歴史的に一貫してわが国の領土たる南西諸島の一部を構成しており、1895年5月発効の下関条約第2条に基づきわが国が清国より割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれていません。

従って、サン・フランシスコ平和条約においても、尖閣諸島は、同条約第2条に基づきわが国が放棄した領土のうちには含まれず、第3条に基づき南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれ、1971年6月17日署名の琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(沖縄返還協定)によりわが国に施政権が返還された地域の中に含まれています。以上の事実は、わが国の領土としての尖閣諸島の地位を何よりも明瞭に示すものです。

なお、中国が尖閣諸島を台湾の一部と考えていなかったことは、サン・フランシスコ平和条約第3条に基づき米国の施政下に置かれた地域に同諸島が含まれている事実に対し従来何等異議を唱えなかったことから明らかであり、中華人民共和国政府の場合も台湾当局の場合も1970年後半東シナ海大陸棚の石油開発の動きが表面化するに及びはじめて尖閣諸島の領有権を問題とするに至ったものです。

また、従来中華人民共和国政府及び台湾当局がいわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠等として挙げている諸点はいずれも尖閣諸島に対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とはいえません。

これによると、尖閣諸島(中国名：釣魚諸島)を「日本固有の領土」とする根拠は以下3点。

尖閣諸島が無人島であり清(当時の中国)の支配が及んでいないことを確認の上、1895年1月14日の閣議決定で日本の領土に編入した(無主地先占)。日清戦争後の下関条約により日本が清から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には、尖閣諸島は含まれていない。

第2次大戦で敗戦後、1951年のサンフランシスコ平和条約第2条に基づき日本は領土を放棄したが、それに尖閣諸島は含まれない。同条約第3条に基づき米国の施政下に置かれ、1971年6月17日、沖縄返還協定により、沖縄とともに日本に返還された。

中国は、尖閣諸島が同平和条約に基づき米国の施政下に置かれたことに対し異議を唱えなかった。東シナ海大陸棚の石油開発の動きが表面化してから尖閣諸島の領有権を主張し始めた。

これらについて検証する。

1895年の閣議決定について 尖閣諸島は「無主地」ではなかった。清の弱体化に乗じて奪い取った

日本の内務省は、閣議決定の約 10 年前、沖縄県令西村捨三に、沖縄県と清との間に散在する、尖閣諸島を含む無人島を調べるよう内命を發した。しかし、西村は、「これらの島々のことはすでに清も知っており、名前を付け、琉球航海の目標としている可能性がある」と、懸念を表明した。

中山伝信録二記載セル釣魚台、黄尾嶼、赤尾嶼ト同一ナルモノニコレ無キヤノ疑ナキ能ハズ。果シテ同一ナルトキハ、既ニ清国モ旧中山王ヲ冊封スル使船ノ詳悉セルノミナラズ、ソレゾレ名称ヲモ付シ、琉球航海ノ目標ト為セシコト明ラカナリ。依テ今回ノ大東島同様、踏査直チ二国標取建テ候モ如何ト懸念仕リ候間

「久米赤島外二島取調べノ儀ニ付上申」(1885 年9 月22日)

これを受けて、内務卿山県有朋は外務卿井上馨に意見を求たところ、井上は「台湾地方の島嶼を日本が占拠する動きに清が注意しているので、不要の紛糾を避けるほうがよい」と意見を述べる。その結果、山県は、「目下見合せの方がよい」と結論を出した。

すなわち、閣議決定より 10 年前に、日本政府は、清が尖閣諸島を自国領土と見なしている可能性があること、つまり「無主地」とは言えないことを認識しており、尖閣諸島を公然と日本の領土に編入すると、清との間で紛糾を招くと考えたのである。しかし、編入をあきらめた訳ではなく、「目下見合せ」で、抗議されることなく編入できるように、機会をうかがうことにしたのであった。

その後 1894 年に日清戦争を開始し、日本の勝利が確定的となった 1895 年 1 月 14 日になって閣議決定をした。清が敗戦により弱体化した今なら、抗議されることもないと踏んだのである。しかも、周辺諸国にその旨を公示もせず、閣議決定の内容を官報にすら掲載せず、標杭も建てず、こっそりと一方的に日本領土とした。こういうやり方が示しているのは、当時の日本政府が、尖閣の領土編入が正当な行為ではなく、盗みであることを自覚していた、ということである。

以上から、「無主地先占」により尖閣諸島は日本固有の領土であるとする「見解」は、歴史的事実に全く反する。逆に、侵略戦争の過程で奪ったものであることは明らかだ。閣議決定が日清戦争の講和の少し前だったからといって、どうして侵略とは別などと言えようか。台湾まで放棄せざるを得なかった清が、尖閣諸島のことなどかまっていられなかったのは当たり前である。しかも、こっそりと編入したにもかかわらず、清が異議を唱えなかったなどという理屈は成り立たない。なお、下関条約で清が日本に割譲する領土に「尖閣諸島」という名前が含まれていないことについては、「台湾の付属諸島」として含まれているというのが、の中国の見解である。

そもそも「無主地先占」自体が、帝国主義列強による世界の植民地支配を正当化するための論理である。人がいないところばかりでなく、人がいても近代的な国家に組み込まれていなければ占有できるのというものであり、アフリカの植民地化もこれで正当化されたのである。

サンフランシスコ平和条約について 「見解」はポツダム宣言・カイロ宣言に反する

日本政府は、サンフランシスコ平和条約を論拠としているが、決定的な問題は、サンフランシスコ講和会議が片面単独講和であって、中国（中華民国と中華人民共和国）は会議に招かれず条約に加わっていない、という事実である。中国を排除した講和会議で一方的に決めた条約の文言に、中国が拘束されないのは当然である。

しかも、同条約の第2条にも第3条（枠内参照）にも「尖閣諸島」の文字はなく、第3条に尖閣諸島が含まれるというのは、日本政府の勝手な解釈である。

サンフランシスコ平和条約（1951年9月）

第二条 (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条 日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)、孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。

同平和条約をタテとする「見解」主張には、大きな問題がある。まず、日本が受諾したポツダム宣言に反する。同宣言第8項（同）は、日本の主権を「吾等ノ決定スル諸小島二局限セラルベシ」と規定している。これは、どの島を日本領にするかは連合国が決めるということを表している。すなわち、その一員である中国も決定権を持っている。このことを、日本は降伏時のポツダム宣言受諾で受け入れているのである。

ポツダム宣言（1945年9月2日調印）

第8項 「カイロ」宣言ノ条項八履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州、四国 及吾等ノ決定スル諸小島二局限セラルベシ

そして、ポツダム宣言では、上記のように「カイロ宣言の履行」が義務づけられている。尖閣諸島を、日本が日清戦争の勝利に乗じて一方的に自国領にしたのだから、カイロ宣言（同）に言う「中国から武力又は貪欲で盗取した一切の地域」に含まれるはずである。したがって、カイロ宣言の履行により返還しなければならない。

カイロ宣言（1943年11月）

三大同盟国（英、米、華）の目的は、日本国から、1914年の第一次世界戦争の開始以後において日本国が奪取し又は占領した太平洋における一切の島しょを剥奪すること、並びに満州、台湾及び澎湖島のような日本国が中国から武力又は貪欲で盗取した一切の地域を中華民国に返還することにある。

さらに、日中共同声明（同）では「ポツダム宣言第8項に基く立場を堅持する」ことを、改めて確認している。

日中共同声明（1972年9月）

3 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項に基く立場を堅持する。

以上のように、日本政府が、ポツダム宣言、カイロ宣言に反することを主張し続けているのは、極めて重大な問題である。それは、アジア・太平洋戦争の敗戦によってもたらされた結果に、異を唱えるということであり、再度戦争を起こすことを厭わないということの意味する。中国が、「世界の反ファシスト戦争の勝利の成果を公然と否定するものであり、戦後の国際秩序に対する重大な挑戦だ」と日本を非難するのは、このことを言っているのである。

1895年、日本は甲午戦争（日清戦争）末期に、清朝政府の敗北に乗じて、違法に釣魚島を窃取した。続いて、不平等な馬関条約（下関条約）へ署名し、「台湾全島と付属島嶼」を割譲するよう脅迫した。第二次大戦終結後、カイロ宣言とポツダム宣言を根拠に、中国は日本が侵略した台湾、澎湖諸島などの領土を回復し、釣魚島と周辺諸島は国際法上、中国に回帰した。歴史は覆すことはできない。日本の釣魚島に関する立場は、世界の反ファシスト戦争の勝利の成果を公然と否定するものであり、戦後の国際秩序に対する重大な挑戦だ。

1951年、日本は米国などとの間で不公平な「サンフランシスコ平和条約」に署名し、琉球群島（現在の沖縄）は米国が管理することとなった。53年、米国琉球政府は勝手に管轄範囲を拡大し、中国領である釣魚島と周辺島嶼をその中に巻き込んだ。71年、日米両国は沖縄返還協定の中で、またしても勝手に釣魚島と島嶼部を「返還区域」に組み入れた。中国政府は日米にこのような勝手に中国の領土を移譲するような行為に最初から断固反対し、承認していない。

中国外務省声明（2012.9.10）より

なお、サンフランシスコ平和条約が、尖閣諸島の帰属についてあえて曖昧にしている背景には、同条約を主導した米国の思惑がある。ポツダム宣言の際は米にとって同盟国であった中国が、1949年の中華人民共和国成立によって、同条約の際は敵対する国になっていたことへの対応、意図的に日中間の紛争の材料を残し、米軍のプレゼンスの必要性を日本に認めさせること、日本を対ソ連・対中国の同盟国とすること、など。

「中国は異議を唱えなかった」について サンフランシスコ平和条約そのものに異議

前述の通り、中国は 51 年のサンフランシスコ講和会議に招かれなかった。これに対し中国は、中国抜きで作られる条約は無効であると異議を申し立てている。現在日本政府が尖閣領有正当化の根拠としている条約そのものに、この時点で異議を唱えていたのである。また、71年の沖縄返還協定にも、同様に異議を唱えている。

逆に、日本はどうか。沖縄県石垣市が魚釣島に標石を立てたのは、1895年の閣議決定から70年以上もたった1969年5月であった。米からの沖縄返還が具体化する中で、沖縄とともに尖閣諸島が日本に返還されるという形を作るために、あわてて立てたのであろう。「70年代から領有を主張し出した」というのであれば、日本も同じことではないか。むしろ、この頃に日本が沖縄返還に乗じて尖閣諸島を再び我が物にしようという動きを示したため、中国も対抗上主張するようになったと見ることもできるのである。

「見解」が触れていないこと 「棚上げ」合意

「見解」は、日中両国首脳の間で、尖閣諸島の領有権について「棚上げ」とすることが確認されてきた、という事実と全く触れず、隠蔽している。

1972年の日中国交回復や78年の日中平和友好条約締結の交渉の過程で、尖閣の問題は「棚上げ」にすることが、両国首脳の間で合意されている。このことを示す両国首脳の発言は、広く知られている。9月10日の中国外務省の声明は、「72年の中日国交正常化、78年の平和友好条約締結の交渉過程で、両国の一世代上の指導者は大局を見て、『釣魚島問題を棚上げにして、解決を後回しにする』との重要な了解と共通認識をまとめた」と、このことを指摘している。

日中国交回復交渉での発言（1972年9月）

田中角栄首相 尖閣諸島についてどう思うか？ 私のところに、いろいろ言ってくる人がいる。

周恩来首相 尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。

日中平和友好条約締結に際しての中国の鄧小平副総理の記者会見（1978年10月）

尖閣諸島を中国では釣魚島と呼ぶ。名前からして違う。確かに尖閣諸島の領有問題については中日間双方に食い違いがある。国交正常化の際、両国はこれに触れないと約束した。今回、平和友好条約交渉でも同じように触れないことで一致した。中国人の知恵からしてこういう方法しか考えられない、というのは、この問題に触れるとはっきり言えなくなる。こういう問題は一時棚上げしても構わない、次の世代は我々より、もっと知恵があるだろう。皆が受け入れられるいい解決方法を見出せるだろう。

この「棚上げ合意」という明白な事実を、日本政府は公に認めてこなかった。それでも以前は、事実上合意に沿った対応をしてきた。中国漁船が尖閣諸島周辺に現れても追い払うだけでそれ以上の実力行使はしなかった。1997年11月に署名され、2000年6月に発効した日中漁業協定には、「尖閣周辺海域で中国国民に対して日本の法令を適用しない」旨の、小淵外相（署名当時）から中国にあてた書簡が添付された。中国人が尖閣諸島の魚釣島に上陸した場合も、国外退去処分ですませた。逆に日本人の立ち入りも禁じてきた。

「漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第6条（b）の水域に関する書簡」より

日本国政府は、日中両国が同協定第6条（b）の水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するために協力関係にあることを前提として、中国国民に対して、当該水域において、漁業に関する自国の関係法令を適用しないとの意向を有している。

1997年11月11日東京で

日本国外務大臣小淵恵三

にもかかわらず、ここ数年、日本政府は「棚上げ合意」の存在を承認しないを踏みにじるような対応をするようになり、2010年には、前原外相が「棚上げ合意」の存在を全面否定するに至った。問題は、この日本側の対応の変化にある。その行き着く先が今回の尖閣国有化だったのである。

前原誠司外相の衆院外務委員会での答弁（2010年10月27日）

（1972年の正常化交渉での田中、周両首相の会談では）『棚上げ』という言葉も出てこない。それ

についてのやりとりもない。ましてや、それに（日本側が）同意を与えたような発言もない。これをもっていわゆる棚上げ論になっているということではない。

「見解」が全く無視していること 侵略戦争と植民地支配の責任

「見解」のみならず、尖閣諸島についての日本での議論では無視されているが、決定的に重要な問題がある。尖閣「棚上げ合意」は、日中両政府が「五分五分」で手を打ったというような性格ではない。中国政府と人民は、その陰で大きな犠牲を払ったのである。

1972年の米ニクソン大統領訪中をきっかけとして、日本は中国と国交交渉を始めたが、戦争への賠償はしない、すなわち戦争責任を負わないということが大前提であった。これに対し中国側は、「中国は賠償の苦しみを知っているので、この苦しみを日本人民になめさせたくない」（周恩来首相）という考えで、賠償請求を放棄してもよいと考えていた。

しかし、交渉の席で日本側は、1952年に中華民国（台湾）との間に結んだ「日華平和条約」で台湾に賠償を放棄させたことを持ち出し、「戦争状態は終結し、賠償問題は存在しない」と強弁した。これに対し、周首相は怒りを露わにしたという。

日華条約につき明確にしたい。これは蒋介石の問題である。蔣が賠償を放棄したから、中国はこれを放棄する必要がないという外務省の考え方を聞いて驚いた。戦争の損害は大陸が受けたものである。

我々は賠償の苦しみを知っている。この苦しみを日本人民になめさせたくない。

我々は田中首相が訪中し、国交正常化問題を解決すると言ったので、日中両国人民の友好のために、賠償放棄を考えた。しかし、蒋介石が放棄したから、もういいのだという考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である。

結果的に、日中共同声明では、「中日両国国民の友好のため」という名目で賠償請求の放棄を盛り込んだが、受けて当然の莫大な賠償を放棄した中国にとって、それは苦渋の選択であったに違いない。日本の侵略による中国全土での被害は、軍人・民間人合わせて2100万人（1985年中国共産党の発表）、死傷者総数では3500万人以上（1995年江沢民国家主席の発言）に上り、物的損害も5000億米ドルに上る。にもかかわらず、日本政府は、賠償を免れたことをタテにとって、その後も侵略戦争と植民地支配の責任を否定し続けているのである。

こうした経緯とあわせて考えると、尖閣の「棚上げ合意」を反故にしようとする日本政府の態度がいかに犯罪的であるか、が浮かび上がるであろう。合意と同時に行われた賠償請求放棄が、中国にとっていかに大きな犠牲を払うものだったのか。我々は、このことを絶対に忘れてはならない。日本人としてどう考えるか。ここが問われている。尖閣諸島の問題をこれと切り離して、「中国の拡張主義」などとあおることは、侵略戦争と植民地支配の責任を忘れ、中国の人民と政府が日本に示してくれた「友好」の精神に、侮辱で応えることである。